

多面的機能支払推進交付金に係る業務方法書

宮城県多面的機能支払推進協議会

第1章 総 則

(目的)

第1条 本業務方法書は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「多面法」という。）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「多面実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日付け26農振第2253号農林水産事務次官依命通知。以下「多面交付要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「多面実施要領」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「日本型実施要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2222号農林水産事務次官依命通知。以下「日本型交付要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号農林水産省生産局長通知・平成28年4月1日付け27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知。以下「日本型実施要領」という。）、宮城県多面的機能支払交付金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（以下「法基本方針」という。）及び多面的機能支払の実施に関する基本方針（以下「要綱基本方針」という。）等に基づき、宮城県多面的機能支払推進協議会（以下「推進協議会」という。）が行う多面的機能支払推進交付金に係る事業（以下「本事業」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 推進協議会長は、その行う事業の重要性にかんがみ、多面法、多面実施要綱、多面交付要綱、多面実施要領、日本型実施要綱、日本型交付要綱、日本型実施要領、県交付要綱、法基本方針、要綱基本方針、日本型直接支払推進交付金の交付決定に当たって宮城県知事から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に交付金を安全に管理しつつ、本事業を適正かつ効率的に実施する。

第2章 事業の実施

(交付金の管理)

第3条 推進協議会長は、宮城県の日本型直接支払推進交付金について、多面的機能支払推進交付金会計を設け、管理するものとする。この際、収入及び支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設けることとする。

2 推進協議会長は、1の交付金を本事業以外の用途に使用してはならない。

3 推進協議会長は、1の交付金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。

4 推進協議会長は、前項の交付金の運用により生じた運用益を1の会計に繰り入れるものとする。

5 推進協議会長は、毎年度、1の会計に残額が生じたときは、当該残額を宮城県に返還するものとする。

(事業の区分)

第4条 推進協議会長は、要綱基本方針の「(参考1)関係団体の役割分担表」に基づき、次の事業を実施するものとする。

また、推進協議会が事業を実施するにあたり、市町村は事業計画、活動計画書、活動組織規約、運営委員会規則等の写しを別紙1により宮城県及び推進協議会に提出するとともに、推進協議会の会員は説明会、各種調査等に必要な協力を行うものとする。

なお、市町村は事業計画、活動計画書、活動組織規約、運営委員会規則等に変更が生じた場合についても、随時、その写しを別紙1により宮城県及び推進協議会に提出するものとする。

- (1) 事業計画の指導、確認
- (2) 広域協定の指導、確認
- (3) 実施状況の確認
- (4) 活動組織等への説明会
- (5) 活動に関する指導、助言
- (6) 推進に関する手引きの作成
- (7) 活動組織を支援する組織への支援
- (8) 申請等の確認
- (9) その他必要な事項

(事業の実施)

第5条 推進協議会長は、前条の(1)について、対象組織が作成する事業計画及び活動計画書等の記入方法を指導するものとする。

また、多面実施要綱、多面実施要領に基づき、事業計画及び活動計画書の内容の確認を行うものとする。

2 推進協議会長は、前条の(2)について、広域活動組織が作成する広域協定書等の記入方法を指導するものとする。

また、多面実施要綱、多面実施要領に基づき、広域協定書の内容の確認を行うもの

とする。

- 3 推進協議会長は、前条の（３）について、対象組織が作成する実施状況報告書等の記入方法を指導するものとする。

また、対象組織の活動計画書、活動組織規約、運営委員会規則に基づき、市町村が作成する実施状況確認報告書の内容の確認を行うものとする。

- 4 推進協議会長は、前条の（４）について、毎年度、対象組織の代表者等を対象とした説明会を開催し、多面的機能支払交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図るものとする。

- 5 推進協議会長は、前条の（５）について、対象組織に対し、適宜指導を行い、活動計画書に位置付けられた活動等の適切な実施を図るものとする。

- 6 推進協議会長は、前条の（６）について、多面的機能支払交付金の普及・推進を図るため、地域の実情に応じた手引きを作成し、多面的機能支払交付金による取組の意義等について普及啓発に努めるものとする。

- 7 推進協議会長は、前条の（７）について、対象組織の事務手続きの支援、活動内容を高度化するための技術支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、第３条の１の交付金より支援を行うものとする。

- 8 推進協議会長は、前条の（８）について、対象組織の活動計画書に基づき、市町村が作成し宮城県に提出する交付申請書、変更承認申請書、実績報告書に記載された農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の額の確認を行うものとする。

- 9 推進協議会長は、前条の（９）について、多面的機能支払交付金の普及・推進を図るため、必要な事項（ホームページの管理・更新、アンケートの実施など）を行うものとする。

また、多面的機能支払交付金の実施に必要な各種調査を行うものとする。

第３章 その他

（その他）

- 第６条 この業務方法書に定めるもののほか、推進協議会の運営上必要な事項は、推進協議会長が別に定める。

附 則（平成２７年３月２４日制定）

この業務方法書は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年５月２６日改正）

この業務方法書は、平成２７年６月１日から施行する。

附 則（平成２８年５月２５日改正）

この業務方法書は、平成２８年５月２５日から施行する。

(別紙 1)

番 号
平成〇〇年〇月〇日

宮城県事務所長
宮城県多面的機能支払推進協議会長 殿

市 町 村 長
(公印省略)

多面的機能支払交付金に関する関係書類の提出について

多面的機能支払推進交付金に係る業務方法書第 4 条に基づき、別紙のとおり関係書類を提出する。